

さすがに人情の自然、正路の思より他人の食するを見ても爪はじきして、公儀の掟、父母の戒よりも心より能く恐れ慎むゆへ、いつとなく神制と稱して忌む事嚴重也、適九國のあたり獸食不忌土風ありといふども、其忌む方の宮社國人に向ては、口を覆ふの耻情あり、又かく山の西北は、いづれも寒國殊に信濃は別て嚴寒の地、又當國富士の根方なども無雙不毛の地、至極冷凍にして、此民常に食に乏し、是等の土地剩魚物を闕く、されば不得止事して獸肉を食シ候、因茲其産土神も祭祀に獸肉を享ケたまひ、其産子も神の制禁忌もなし、是皆神慮其土地に應じ給ひ、自然の御惠也と答申たる時、神君甚感心し給ひ、いかにも其方の申す處、是寔に日本肉、日を忌むの眞理也、別して恐れ慎むべき事也と仰られしと也、

〔多波禮具左〕おほいにたなう飢饉ゑせし時、もろこしにては人あひはむといへる事、紀傳にいかほども見えたり、此國にてはつひにきかず、けもの、し、さへいみてくはぬゆゑなめれと、或人のかたりき、かみのつかひなりといへるとりけもの、そのうち氏子こはくはず、かみのしづめたまへる山は、こがねしろかねありても、むさぼれる人ひらきあけんとはせず、いつまでもかくありたき事なり、

野菜魚鳥賣買期節

〔徳川禁令考四十九魚鳥野菜諸食物〕貞享三寅年五月

野菜もの之儀節ニ入候日より賣出之事

覺

一生しいたけ	正月節 <small>迄</small>	一つくし	三月節	一ばうふう	二月節
一わらび	三月節	一たで	三月節	一葉せうが	三月節
一ねいも	三月節	一竹の子	四月節	一なすび	五月節
一白瓜	五月節	一びわ	五月節	一眞桑瓜	六月節